戸籍関係

交 付 請 求 書

（あて先）新 富 町 長

令和　　年　　月　　日

※法人からの請求は代表者の資格証明書が必要です。

※偽りその他不正の手段により、交付をうけた者は刑罰が科されます。

①どなたの何が必要ですか

本 籍	新富町
筆頭者氏名	〔戸籍のはじめに書かれている人〕

1 戸籍全部事項証明〔戸籍謄本〕 450円 ＿＿＿通	8 除籍全部事項証明〔除籍謄本〕 750円 ＿＿＿通
2 戸籍個人事項証明〔戸籍抄本〕 450円 名前（　　）＿＿＿通	9 除籍個人事項証明〔除籍抄本〕 750円 名前（　　）＿＿＿通
3 戸籍一部〔記載〕事項証明 一事項につき 事項（　　） 350円 名前（　　）＿＿＿通	10 除籍一部〔記載〕事項証明 一事項につき 事項（　　） 450円 名前（　　）＿＿＿通
4 戸籍電子証明書提供用識別符号 400円 ＿＿＿通	11 除籍電子証明書提供用識別符号 700円 ＿＿＿通
5 戸籍電子証明書提供用識別符号 0円 （戸籍証明書同時請求） ＿＿＿通	12 除籍電子証明書提供用識別符号 0円 （除籍証明書同時請求） ＿＿＿通
6 改製原戸籍謄本 / 抄本 750円 □平成（筆頭者:　　） □昭和（筆頭者:　　） 名前（　　）＿＿＿通	13 □受理証明 350円 □届書等情報内容証明書 □届書記載事項証明書 :証明に必要な届（　　届） :届出の年月日（　　年　　月　　日） 名前（　　）＿＿＿通
7 戸籍附票写し（現・改・除） 300円 本籍・筆頭者 □必要 ／ 在外選挙登録 □必要 住民票コード □必要 名前（　　）＿＿＿通	14 身分証明 ・ 独身証明 300円 名前（　　）＿＿＿通

②戸籍の請求者

住　所			
フリガナ		電 話	
氏　名		明 大 昭 平 令　　年　　月　　日生	

請求者と戸籍に名前がある人との関係

1.戸籍に名前のある人（除籍者を含む）

2.戸籍に名前のある人（　　）の 夫・妻・子・孫・父母・祖父母

3.その他（　　）⇒ 裏面に必要とする正当な理由を必ずご記入ください。

③窓口に来た人（「請求者」と違うとき、委任状が必要です。）

住　所			
フリガナ		電 話	
氏　名		明 大 昭 平 令　　年　　月　　日生	

権限確認　委任状、後見登記事項証明、その他（　　）

本人確認	個カ ・ 免 ・ パ ・ 聴聞 その他（　　）
聴聞事項	氏名　生年月日　住定年月日　前住所 本籍　筆頭者氏名　家族氏名　家族生年月日 干支　保険の種類　その他（　　）

受 付

手数料		
	有 料	通
	無 料	通
	合 計	通　円

★第三者の方は、戸籍を必要とする正当な理由を<u>詳しく</u>ご記入ください。

※ 疎明資料(請求する事由について客観的に確認できる資料)の添付が必要です。

☐ 権利（債権者等）又は義務（保険支払等）のある方

①権利義務の発生原因　②権利義務の内容　③戸籍事項の利用と関係

【個人の場合】
記入例：請求者は、新富Ａ男の兄で相続人である。
新富Ａ男の所有する口座解約のため、〇〇銀行△△支店へ提出するため、出生から死亡までの戸籍の取得が必要である。

【法人の場合】
記入例：請求者は、別添契約書のとおり、新富Ａ男に対して〇〇万円を貸し付けたが、
新富Ａ男が弁済期日までに死亡し、貸金返還を求めるため出生から死亡までの戸籍の取得により相続人を特定する必要がある。

☐ 国又は地方公共団体の機関に提出される方

①提出先　②具体的な提出理由

記入例：請求者は、新富Ｂ子の姉で、財産を相続したが、相続税の確定申告書の添付書類として、
新富Ｂ子の戸籍謄本を〇〇税務署に提出する必要がある。

☐ その他正当な理由がある方

①具体的な利用目的　②具体的な利用方法　③具体的な必要理由

記入例：請求者は、〇年〇月〇日に死亡した新富Ｂ子の成年後見人であったが、新富Ｂ子の遺品を相続人である遺族に渡すため、新富Ｂ子の出生から死亡までの戸籍を取得し相続人を特定する必要がある。

請求理由	

【その他注意事項】

1.戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号(16けたの数字)を発行します。
行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。
符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続ごとに異なりますので、詳しくは手続先にお問い合わせください。

2.届書等情報内容証明書について

届書等情報内容証明書は、利害関係人の方が特別の事由がある場合に限り、請求が可能です。
市区町村に提出した届書の写しが必要な場合にご利用ください。
(届書の受理地又は本籍地が新富町の場合に限る。)